

第2 製造所等の設置又は変更の許可等

1 許可に係る留意事項

- (1) 貯蔵所において指定数量以上の危険物の取扱いをする場合は、貯蔵所とは別に一般取扱所を設置させ取り扱わせる（昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑）。
- (2) 製造所等の区分又は形態等の変更に伴う手続（昭和52年12月19日消防危第182号質疑）

ア 製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続を経て設置許可を必要とする。

イ 製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される技術上の基準が異なることとなる場合には変更許可を必要とする。

なお、同一施設区分の中で製造所等の用途が基本的に変更される場合は、アによる手続を必要とする。

ウ 次に掲げる部分を当該危険物施設の属する敷地内において移設する場合には変更許可を必要とする。

(ア) ユニット型等の移設可能な屋内貯蔵所

(イ) 屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク

(ウ) 簡易タンク貯蔵所の簡易タンク

(エ) その他別途協議のうえ、変更許可が妥当と認められる部分

- (3) 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い（平成4年6月18日消防危第54号通知）

ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が3万リットル以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けるものとする。

- (ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとする。
- (イ) 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとする。
- ウ イの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされる。
- エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次のとおりとする。
- (ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とする。
- (イ) 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を必要とする。
- オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解される。
- カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届け出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができる。
- キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差

し支えない。この場合において、危規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。

(4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについて

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（平成13年4月9日消防危第50号通知）による。

(5) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の取扱いについて（平成10年10月13日消防危第90号質疑）

複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5パーセント以上10パーセント以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合の許可申請は、次のとおりとする。

ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10パーセントを超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えない。

イ 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。

ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えない。

(6) タンクのみを取り替える場合の取扱いについて（平成10年10月13日消防危第90号質疑）

地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等に残し、タンクのみを取り替える場合は、変更許可とする。

(7) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準について

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準は、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成10年3月11日消防危第22号通知）による。

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高压法の許可（高压法第5条及び第14条）を受ける必要がある。この場合、高压法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。

なお、危規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号から第 6 号に掲げる設備が、高圧法の規定に適合していることの確認は、高圧法の許可を受けていることの確認をもって行う。

(8) 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準について

圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準は、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成 27 年 6 月 5 日消防危第 123 号通知。最終改正：令和 3 年 3 月 30 日消防危第 52 号）による。

圧縮水素充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第 11 条第 1 項の許可の他に高圧法第 5 条又は第 14 条の許可を受ける必要がある。その場合、高圧法の許可後に、法の許可を行う必要がある。

なお、危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号に掲げる設備が、高圧法の規定に適合していることの確認は、高圧法の許可を受けていることの確認をもって行う。

(9) 太陽光発電設備の設置の取扱いについて

太陽光発電設備を設置する場合は、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 8 日消防危第 135 号通知）による。

(10) 危険物関係法令と他法令との関係

製造所等に関しては、法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるので、次に掲げる事項について配慮し、事前相談等で質疑があるものは設置者が直接関係機関に相談するように指導する。

ア 石災法との関係

石災法で定められた特定事業所における工事にあっては、石災法の基準が適用される場合があるので注意する。

イ 建基法との関係

用途地域に応じた危険物の貯蔵の規制として、第 2-1 表のとおり、制限が設けられている。

〔第 2－1 表〕

危険物の種類 用途地域	第 4 類 第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類	左記以外の危険物
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域	原則、貯蔵できない。ただし、同地域内に建築許可を受けた学校等における給油ボイラー、非常用発電機設備の附属設備等については設置することができ、当該設備を危険物の処理に供する専用建築物とすることができる。 なお、危険物の数量制限については、準住居地域における制限量以下とする。	
第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	5 倍以下貯蔵できる （特定屋内貯蔵所、第 1 種販売取扱所にあつては 1 5 倍以下）	1 倍以下貯蔵できる （特定屋内貯蔵所、第 1 種販売取扱所にあつては 3 倍以下）
近隣商業地域 商業地域	1 0 倍以下貯蔵できる （特定屋内貯蔵所、第 2 種販売取扱所にあつては 3 0 倍以下）	2 倍以下貯蔵できる （特定屋内貯蔵所、第 2 種販売取扱所にあつては 6 倍以下）
準工業地域	5 0 倍以下貯蔵できる	2 0 倍以下貯蔵できる （特定屋内貯蔵所、第 2 種販売取扱所にあつては 5 0 倍以下）
工業地域 工業専用地域 指定なし	貯蔵量の制限なし	

注 1：第 2 石油類と第 3 石油類を同一敷地内で貯蔵する場合は、それぞれの貯蔵量を上表に示すそれぞれの制限量で除し、その商の和を 1 以下にしなければならない。

注2：上表に掲げる用途地域において、地下貯蔵タンクに貯蔵する場合は、第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類又は第4石油類について、その数量に制限はない。

注3：国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。

(11) 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について

単独荷卸しについては、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成17年10月26日消防危第245号通知。最終改正：平成30年3月30日消防危第44号通知）による。

(12) 屋外貯蔵タンクの変更工事について

特定屋外タンク並びに準特定屋外タンクに係る変更工事のうち、当該変更工事による重量の増加等により、側板に生じる応力、底板部の保有水平耐力等の確認を要するものについては、屋根の敷設やウインドガーダーの増設等も含め、タンク本体の変更に該当するものとする。（令和2年3月27日消防危第89号質疑）

(13) 屋外貯蔵タンクに係る漏れ試験について

JIS Z 2330「非破壊試験―漏れ試験方法の種類及びその選択」に規定する漏れ試験は、規則第20条の9に規定する「真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等」に含まれる。（令和2年3月27日消防危第89号質疑）

(14) 地下貯蔵タンク等の電気防食について

地下貯蔵タンクや地下埋設配管に対して電気防食の措置を講ずる場合、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条第1項第1号の規定に基づき実施することとされているが、公益社団法人腐食防食学会が策定した「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン（JSCE S1901：2019）」は、ISO（国際標準化機構）規格（ISO 15589-1）に準拠し、電気防食の施工方法等を取りまとめたものであるため、当該ガイドラインに基づき施工する場合は危険物保安上支障ないものとする。（令和2年3月27日消防危第89号質疑）

2 設置、変更等の申請に係る事務処理手続（昭和39年3月2日自消丙予発第15号通知）

製造所等の設置又は変更の許可及び完成検査の申請に係る事務処理手続は、次のとお

りとする。

- (1) 製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合の取扱いについて

この場合は、申請内容の訂正として取扱い、したがって許可手数料を重ねて徴収することはしない。

ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、したがって許可手数料に変動をおよぼすものにあつては、次のとおり取り扱う。

ア 申請の変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。

イ 申請の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

- (2) 製造所等の設置の許可後であって、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する完成検査前に、当該許可に係る製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合の取扱いについて

この場合は、変更許可を要するものとして取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する変更許可手数料を徴収する。

また、当該製造所等の位置、構造及び設備の完成検査手数料については、変更許可前に係る許可施設が、変更申請に係る許可によって新たな施設になったものであるから、変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に関する設置に係る完成検査手数料を徴収する。

- (3) 製造所等の設置の許可後であって、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に、当該製造所等の位置、構造及び設備の変更申請を行い、当該変更について許可を受けた後更に、その製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合の取扱いについて

この場合は、(2) 同様変更許可として取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する変更許可手数料を徴収する。また、その完成検査手数料については、(2) に準ずるものとする。

3 設置又は変更の許可申請に係る添付書類

設置又は変更の許可申請に係る添付書類は、次によること（平成9年3月26日消防
危第35号通知）。

なお、移動タンク貯蔵所にあつては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び
設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日消防危第
33号通知）による。

(1) 基本的事項

設置又は変更の許可申請の審査は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準
に適合していること並びに当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安
全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものであり、
以下を踏まえ、申請書等の添付書類は、審査について必要事項が確認できる最小限の
ものとする。

ア 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者
との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、フロー図等を活用したものとする。

イ 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申
請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の附属とされる引き込み配
管、放出口等について申請するものとする。

ウ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び
変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないもの
とする。

エ 危政令第23条の規定の申出にあつては、任意様式による特例の概要等を記した
書面及び参考図書を添付する。

オ 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものとする。

カ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等許可申請書については、工
事計画書及び工事工程表の添付は要さないものとする。

キ 危険物規制範囲内は、条例の火気規制について適用しないため、許可等申請書に
火気設備等の仕様書及び関係書類を添付することとし、条例の届出を要さないもの
とする。

ク 危険物規制範囲内の指定可燃物の貯蔵、取り扱いは、許可申請書又は資料提出書
に係る書類を添付し維持管理状況が明確にできる場合、条例の届出を要さないもの
とする。

(2) 添付書類の内容

危規則第4条第2項及び第5条第2項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第4条第3項及び第5条第3項の添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。

なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものとする。また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えない。

ア 危規則第4条第2項第1号及び第2号並びに第5条第2項第2号及び第2号関係（当該製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置、当該製造所等の周囲の状況）

配置図が添付され、審査で必要な距離等が記載されていること。ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安対象物からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができる。

イ 危規則第4条第2項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号関係（当該製造所等を構成する建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置並びに当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造）

(ア) 建築物

平面図、立面図及び断面図を添付する。

- a 主要構造部（壁、柱、床、はり及び屋根等）については、平面図等に構造等を記載する。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さない。
- b 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載する。窓又は出入口の防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さない。
- c 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

(イ) 工作物（建築物に類似する架構等）、防火塀、隔壁等

工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては、位置を示した平面図及び構造図を添付する。

(ウ) タンク等

タンク等については、構造図を添付する。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

- a タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。
- b 液面計等の附属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。
- c S S 二重殻タンクのうち、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成 3 年 4 月 3 0 日消防危第 3 7 号通知）の図 1－1 から図 5－2 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しない。
- d S F 二重殻タンクのうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する場合は、強度計算書の添付は要しない。
- e F F 二重殻タンクにあつては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付する（平成 8 年 1 0 月 1 8 日消防危第 1 2 9 号通知）。
- f 危政令第 1 3 条第 3 項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」（昭和 6 2 年 7 月 2 8 日消防危第 7 5 号通知）の図 1－1 から図 5 の例による場合は、強度計算書等の添付は要しない。

(エ) 計装機器等

計装機器等は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができる。

(オ) 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備及び危険範囲にある危険物取扱設備と関連のない非対象

設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（材質、防爆構造等）を記載することによることができる。

(カ) 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（位置等）を記載することとすることができる。

(キ) 可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う非対象設備

可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う非対象設備は、危険物取扱設備と明確に区分し配置図等に名称を記載することにより別途構造図の添付を要さない。

なお、可燃性液体類の油種等が確認できる一覧を添付する。

(ク) 地上配管

a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができる。ただし、保有空地内に敷設する配管については、bの施設範囲外に敷設する地上配管の例による。

b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に設置に係る設置条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

(ケ) 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

(コ) 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとするができる。

ウ 危規則第4条第2項第5号及び第5条第2項第5号関係（製造所等に設ける電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要）

(ア) 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載する。

(イ) 危険範囲外の電気設備

電気設備の記載は要しない。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線ルートのみを記載することとし、その他の電気配線ルートについては、記載を要さない。

エ 危規則第4条第2項第6号及び第5条第2項第6号関係（緊急時対策に係る機械器具その他の設備）

イ（エ）の計装機器等の例による。

オ 第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号関係（製造所等に係る構造及び設備明細書）

設備、機器等を多数設置する場合は、設備、機器等のリストを別紙として添付することができる。

カ 危規則第4条第3項第2号及び第3号並びに第5条第3項第2号及び第3号関係（第1種、第2種又は第3種の消火設備の設計書、火災報知設備の設計書）設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができる。

ク 技術上の基準に従って設置する消防用設備等は、法第17条の14に規定する工事整備対象設備等の着工届を要する。

4 完成検査

完成検査に係る留意事項は、次のとおりとする。

(1) 申請に係る添付書類（平成9年3月26日消防危第35号通知）

完成検査申請書には、添付図書は要さないものであること。

(2) 完成検査の実施方法（平成9年3月26日消防危第35号通知）

ア 基本的事項

(ア) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができる。

(イ) 工事中に確認した事項については、改めて確認を要さない。

イ 自主検査結果の活用の内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとする。

(ア) 位置、構造及び設備（消火設備等を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができる。

(イ) 消火設備に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。

なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとする。

a 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとする。

(a) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行う。

(b) 中規模な変更工事

中規模な変更工事（（a）及び（c）以外）においては、原則として（c）に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

(c) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

b 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

(ウ) 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。

(3) S S 二重殻タンクの完成検査

ア 完成検査は、タンク及び漏えい検知設備に漏えい検知液が封入された状態で行う。

イ S S 二重殻タンクに設けられた間げきが気密に造られているかどうかの確認は、当該間げきに 70 キロパスカル以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき、漏れその他の異常の有無を申請者において確認させ、その結果を完成検査申請時に提出させる。（平成 3 年 4 月 30 日消防危第 37 号通知）

(4) S F 二重殻タンクの完成検査（平成 6 年 2 月 18 日消防危第 11 号通知）

ア 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されているタンクにあつては、当該型式試験確認済証を確認することをもって足りる。

イ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されていないタンクにあつては、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成 5 年 9 月 2 日消防危第 66 号通知）の 5（1）及び（2）に掲げる事項に係る完成検査を、立会いの下に設置者に所要の試験を実施させ確認する。

(5) F F 二重殻タンクの完成検査（平成 8 年 10 月 18 日消防危第 129 号通知）

ア 危険物保安技術協会の試験確認済証が貼付されているタンクにあつては、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置される F F 二重殻タンク本体の寸法、構造等及び漏えい検知設備の構造等が相違ないことを確認する。

イ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されていないタンクにあつては、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成 7 年 3 月 28 日消防危第 28 号通知）の 5（3）に掲げる事項に係る完成検査を、立会いの下に設置者に所要の試験を実施させ確認する。

(6) 製造所又は一般取扱所に設置されるタンクのうち、容量が指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査の対象とならないが、完成検査の際、設置者等

が実施した水張試験又は水圧試験のデータを提出させる（平成7年2月3日消防危第5号通知）。

- (7) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充填設備設置給油取扱所の完成検査（平成10年3月11日消防危第22号通知、平成27年6月5日消防危第123号通知。最終改正：令和3年3月30日消防危第52号）

高压法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高压法第20条）が行われることを踏まえ、高压法の規定に係る法第11条第5項による完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

- (8) 完成検査済証の再交付

完成検査済証の再交付については、次のとおりとする。

ア 完成検査済証の再交付庁は、西尾市長（現職）とする。

イ 完成検査済証の再交付にあたっては、再交付される完成検査済証の表面右上に「再交付」と再交付年月日を記載する。

ウ 様式は、最新の様式とするが、圧力等の単位は交付当時の単位とする。

エ 設置者、設置（常置）場所に変更があったとしても交付当時のものとする。

5 完成検査前検査（水張試験等に限る。）

- (1) タンクの再利用に係る取扱い

ア 給油取扱所の専用タンクを地下タンク貯蔵所へ用途変更する場合の完成検査前検査は、タンクを埋設した状態において、水張試験、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことによって危政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代え得るものと判断できる場合は、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えない（昭和59年3月30日消防危第27号質疑）。☆

イ 製造所から一般取扱所に施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届出及び設置に係る許可の手続が必要となる。この場合、20号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第11条第1項第4号、第12条第1項第5号又は第13条第1項第6号の基準のうち水張試験等に係る基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして、改めて完成検査前検査を実施しなく

て差し支えない（平成9年6月2日消防危第70号質疑）。

ウ 製造所に設置されている20号タンクで、完成検査前検査済のものを別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合は、既設のタンク検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を実施する必要はない（平成10年10月13日消防危第90号質疑）。

エ 廃止された危険物施設に埋設されているSF二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する際の完成検査前検査の取扱いは、次のとおりとする（平成10年10月13日消防危第90号質疑）。☆

(ア) 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日消防危第33号通知）に基づく、定期点検実施方法のうち加圧試験（試験圧力は70キロパスカルとした水加圧）を実施し、異常の有無を確認することで差し支えない。

(イ) 移設先が他の市町村である場合は、当該移設先の市町村長の判断による。

(2) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて（平成10年3月16日消防危第29号通知）

ア 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手續により行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手續を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）への適合性を確認する。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認する。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、タンクの容量が指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）への適合性を資料提出により確認する。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水

張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認する。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続により行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）への適合性を確認する。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続により当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認する。

(7) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続により当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認する。

(4) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、設置者等が実施した水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認する。

(3) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについて（平成10年3月16日消防危第29号通知）

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危政令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書及びタンク検査済証中の容量の欄に危政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載する。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものとする。

(4) SS二重殻タンクの完成検査前検査

ア 完成検査前検査は、内殻タンクにスペーサーを取り付けた後に実施する。（平成 6 年 7 月 2 9 日消防危第 6 6 号質疑）

イ タンク板の溶接線が目視できる状態とする。

ウ 内殻タンクの溶接線と外殻タンクの溶接が重なる箇所にあつては、あらかじめ溶接ビードの余盛り除去等の前処理をさせておく。

エ 完成検査前検査の実施時に、スペーサーの位置及び取付状況について確認する。

(5) S F 二重殻タンクの完成検査前検査

完成検査前検査は、タンク本体に検知管を溶接した後に実施すること（平成 6 年 7 月 2 9 日消防危第 6 6 号質疑）。

(6) 完成検査前検査申請

ア 完成検査前検査申請に係る添付書類（平成 9 年 3 月 2 6 日消防危第 3 5 号通知）

完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合には不要とする。この場合において、製造所又は一般取扱所で複数の 2 0 号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の 2 0 号タンクが明確に特定できるよう記載する。

イ 製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に設置される 2 0 号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えない。（平成 1 0 年 1 0 月 1 3 日消防危第 9 0 号質疑）

なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付するものとする。

(7) 完成検査前検査の検査済証の交付

完成検査前検査の検査済証の交付は内殻タンクの水圧検査を終了後、交付するものとする。

(8) 屋外タンク貯蔵所に係る水張試験の代替

屋外タンク貯蔵所に係る水張試験の代替に関する運用については、「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について」（令和元年 8 月 2 7 日消防危第 1 1 7 号通知）による。